

たかやまこども園

12/13 クリスマス会

今年もサンタさんが、プレゼントをたくさん持つてこども園を訪問してくれました。質問タイムでは、子どもたちからのいろいろな質問に1つ1つ丁寧に答えてくれました。最後にサンタさんが1人1人に直接プレゼントを手渡してくれて、みんなとてもうれしそうに受け取っていました。お家に帰るまで開けられなかったけれども、プレゼントの中身は何だったのかな?



高山村保育所

12/19 クリスマス会

子どもたちが何日も前から楽しみにしていたクリスマス会を行いました。クリスマスについて話を聞いたり、うたを歌ったりして楽しい時間を過ごしました。その後、サンタさんが登場し、喜んだり驚いたりした子どもたち。1人1人プレゼントをもらい、一緒に記念写真も撮りました。



おしらせ
information

高山村育英基金(奨学金)の貸与について

村では、高等学校以上の学校、またはこれに準ずる機関において修学する方に育英基金を貸与する事業を実施しています。

この事業は、高山村を生活の拠点とする心身ともに健康で学業優秀な子女が、経済的理由により修学をあきらめることなく、有用な人材に成長していくことを目的としています。

育英基金貸与のご希望・ご質問などがありましたら、高山村教育委員会事務局へご連絡ください。

●受付期間

令和8年2月2日(月)から令和8年3月31日(火)

《お申込み・お問い合わせ先》

高山村教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

「高山村長選挙」について

高山村選挙管理委員会では、高山村長選挙の日程を次のとおり決定いたしました。

●選挙期日の告示日

令和8年3月17日(火)

●選挙期日

令和8年3月22日(日)

※令和8年2月12日(木)午前9時30分から高山村役場2階大会議室において立候補予定者説明会を開催いたしますので、立候補予定者は当日会場にお越しください。

こども誰でも通園制度

令和8年4月より、『こども誰でも通園制度』(乳児等通園支援事業)がはじまります。

この事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としています。

●実施施設 高山村保育所

●対象者

保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満(3歳の誕生日を迎える前々日まで)の乳幼児

●利用方法 月10時間の枠内(時間単位で利用可能)

こども誰でも通園制度のご希望・ご質問などがありましたら、高山村教育委員会事務局へご連絡ください。

《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

※事前申請により認定を受け、事前面談の予約および面談を行う必要があります。

●利用料金

・村外の児童が利用した場合：1時間あたり300円

・村内に住所を置く児童が利用した場合：徴収なし

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦および公募について

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく公選制から、推薦・公募により村長が村議会の同意を得て任命する任命制になります。これに伴い、農業委員および農地利用最適化推進委員の候補者を公募いたします。

●募集方法 推薦(3人以上の個人または団体による推薦)または応募(自らが委員に応募)

●応募期間 令和8年2月9日(月)から令和8年3月23日(月)まで(土曜・日曜、祝日を除く)

●受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

●申込み方法

農業委員会事務局(高山村役場農林課内)へ必要書類を持参されるか、郵送(令和8年3月23日(月)の消印有効)にてご提出ください。

※必要書類は農業委員会事務局窓口で受け取るか、村ホームページからダウンロードしてご利用ください。

●応募資格(次の全てを満たす者)

- ・農業に関する識見を有する者
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者
- ・原則、村内に住所を有する者
- ・高山村が設置する他の付属機関等の委員でない者
- ・高山村の職員でない者
- ・高山村暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

●主な業務内容

(1)農業委員

農地の権利移動等の許可・決定、農地転用許可への意見の審議、違反転用への対応、遊休農地に関する措置、担い手への農地利用の集積集約化に向けた推進、必要に応じて施策についての改善意見の提出など、毎月開催される農業委員会総会への出席、研修会等への出席を行います。

(2)農地利用最適化推進委員

担当区域における担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止と解消等に向けた農地利

用最適化のための現場活動。また必要に応じて毎月開催される農業委員会総会での意見報告、研修会等への出席を行います。

※担当区域については、以下「高山村農地利用最適化推進委員の担当する区域」をご確認ください。
高山村農地利用最適化推進委員の担当する区域

地区名	その地区的区域	推進委員の定数
中山地区	原、本宿、新田、五領、判形、梅沢、茶屋ヶ松	5人
尻高地区	役原、関田、戸室、火の口、北之谷、熊野	3人

●定員および任期

・農業委員：8名 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで(3年間)

・農地利用最適化推進委員：8名 農業委員会の委嘱(令和8年7月20日頃)から令和11年7月19日まで

※農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

※農業委員の構成条件については、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者(中立委員)1名以上が定められています。

●身分および報酬

いずれも高山村の特別職の非常勤職員であり非常勤職員等の報酬および費用弁償に関する条例に基づき報酬を支給します。

●募状況の公表

推薦・応募された内容は、応募期間の中間および終了後、氏名・職業・年齢等を村ホームページ等で公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

●候補者の選考

推薦若しくは公募による候補者の総数が定数を超えた場合、または村長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、「高山村農業委員会委員候補者評価委員会」および「高山村農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」によりそれぞれの候補者を選考します。

《お問い合わせ先》 高山村農業委員会事務局(高山村役場農林課内) ☎0279-63-2111(内線45)

令和8年(令和7年分所得) 納税相談日程

実施日	会 場	対象地区	相談受付時間
2月16日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	北之谷・熊野	午前9時～午後4時まで
17日(火)		戸室・火の口	
18日(水)		役原・関田	
19日(木)		原	
20日(金)		本宿	
24日(火)	高山村役場 2階 第2会議室	新田	午前9時～午後4時まで
25日(水)		五領	
26日(木)		梅沢・茶屋ヶ松	
27日(金)		判形	
3月 1日(日)	役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
2日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
3日(火)			
4日(水)			
5日(木)			
6日(金)			
9日(月)	高山村役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで
10日(火)			
11日(水)			
12日(木)			
13日(金)			
16日(月)	役場 2階 第2会議室	村内全域	午前9時～午後4時まで

※ 2月中の午後は、比較的空いています。(どの地区の方でも相談受付できます。)お間違いないよう確認をお願いします。

お ね が い

※納税相談について

必要と思われる方は相談にお越しください。

○役場で受け付けできないもの

土地や建物、株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を受ける方で1年目の方、青色申告、消費税申告をする方は直接中之条税務署へ申告をお願いいたします。

○事業収入のある方へ

事業収入のある方は、記帳・帳簿書類の保存が義務付けられています。記帳・帳簿書類の保存がない方で、事業収入が300万円超の方は概ね雑所得となり、事業収入が300万円以下の方は雑所得となります。雑所得の申告では、農業のマイナス申告等(損益通算)ができません。記帳・帳簿書類は納税相談会場へ持参してください。

○農業収入のある方へ(自家用の分だけを作っている方を含みます。)

事前に、「農業所得基礎資料報告書」に収入経費等を記入のうえ、領収書と併せて相談会場へ持参してください。
(「農業所得基礎資料報告書」は、12月末に全世帯に配布しています。)

○医療費控除のある方へ

事前に、家族個人・病院毎に医療費領収書をまとめ、個別に小計を計算のうえ、相談会場へ持参してください。

- 今後も、相談時間の短縮に向け努力いたしますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。
- ご不明な点等ありましたら、役場税務会計課までお問い合わせください。
☎0279-63-2111(内線31・32)

納税相談会場における

感染防止対策について

●納税相談会場にお越しになる方へ お願い

インフルエンザや新型コロナウイルス感染防止の観点から、発熱、咳、風邪等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日改めて来庁していただくようお願いいたします。

●役場入口での納税相談(確定申告) 受付の実施

高山村役場正面玄関入口において、納税相談(確定申告)の受付を実施します。受付表に氏名、行政区番号、相談する人数、携帯番号をご記入いただき、箱へ投函してください。

順番になりましたら、お呼びいたします。大会議室または車の中でお待ちください。

納税相談に必要なもの

令和7年分確定申告(納税相談)に必要なものは主に以下のとおりですので、納税相談に来庁する際には、あらかじめ準備をお願いします。

なお、事前に「農業所得基礎資料報告書」と「医療費の明細書」を配布しましたので、ご活用ください。

◆ 必ず持参するもの

- ・「マイナンバーカード」もしくは「個人番号通知カード」と「運転免許証」等

※個人番号通知カードは記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限ります。

- ・「預貯金通帳」(申告者本人名義のものに限る)

※金融機関名と口座番号がわかれれば通帳でなくてもかまいません。

◆ 農業収入がある方

- ・「農業所得基礎資料報告書」(事前に配布してあります)
- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類
- ・「帳簿」(平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存は義務化されています)

◆ 給与収入のある方

- ・「源泉徴収票」または「支払証明書」(勤務先より配布)

◆ 年金収入のある方

- ・「源泉徴収票」(年金支払機関より送付)

※国民年金の源泉徴収票を紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 税務署から案内通知が送付された方

- ・「確定申告の案内通知」(税務署から送付されたもの)

◆ 左記以外の収入のある方

- ・「収入」とそれに伴う「支出(経費等)」のわかる書類

◆ 医療費控除を受ける方

- ・「医療費の明細書」および「領収書」、「医療費のお知らせ」(各医療保険者から送付されたもの)

※個人ごと・医療機関ごとの合計額を計算し、「医療費の明細書」に記入しておいてください。

◆ 国民年金保険料控除を受ける方

- ・「控除証明書」(日本年金機構から送付)

※紛失したときは、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」に連絡し再発行を受けてください。

◆ 生命保険料控除・地震保険料控除(長期損害保険料を含む)を受けられる方

- ・「控除証明書」(保険会社より送付、あがつま農協は高山支店の窓口で配付を受けてください)

※申告内容によっては追加の書類が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 税務会計課 ☎0279-26-7947(直通)

福祉有償運送サービス(輸送サービス)の利用について

高山村社会福祉協議会では自力で移動することが困難な方の移動手段として、福祉有償運送サービスを行います。

利用されるにあたっては、次の要件が有ります。

- ・介護保険制度の要介護認定で「要支援1」以上の判定を受けている方
- ・身体障害者手帳を有する方

が利用できます。

また、利用に伴い「1km当たり60円」が自己負担となります。

利用される場合は、事前に申込みが必要になりますので、高山村社会福祉協議会(0279-63-2075)までお問い合わせください。

福祉バス「事前予約制」のご利用について

福祉バスは、利用者の利便性向上を目的として令和5年10月より事前予約制に移行しました。詳しい利用方法等については次のとおりです。

1 利用方法

ご利用には電話での事前予約が必要です。(当日予約はできません)

2 予約先 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

【受付時間】平日の午前8時30分から午後5時まで(利用日の前日予約は午後3時まで)

予約の際に利用開始時間(乗車場所)、行き先、帰りの時間(下車場所)等をお伝えください。

※片道のみのご利用や公共交通機関への乗り換えも可能です。

3 利用条件

高山村に居住している方ならどなたでも利用可能(年齢制限なし)ただし、学生の登下校等におけるご利用はできません。

4 運賃 無料

5 運行時間

平日の午前9時30分から午後3時30分まで(12時から12時45分を除く)

運行時間内であれば、お好きな時間に乗車予約することができます。

6 運行範囲 村内限定運行

ご利用には電話での事前予約が必要です。(当日予約はできません)

7 ご利用上の注意

(1) 予約を変更・キャンセルする場合は、当日の午前9時までにご連絡ください。

(2) 乗車時間に予約した方がいない場合はキャンセル扱いになります。

(3) 他の乗客と乗り合いになる場合があります。

(4) 乗車希望時間に予約できない場合があります。

(5) まとめて予約する場合は、2件まで予約を入れることができます。

(6) ご利用を希望する日の1週間前から予約可能です。

(7) 医療機関への送迎はご利用時間が読めないため、送りのみの対応となります。

新しく保護司に委嘱されました

この度、新保護司として、中澤浩さんに法務大臣からの委嘱状が授与されました。

今後の更生保護に係る諸活動等につきましてご尽力くださいますようよろしくお願ひいたします。



農業用免税軽油の申請手続きの集中受付期間が始まります

軽油に課される軽油引取税は、農業用に使用する場合など、あらかじめ手続きを行うことで免除されます。

●免除の対象

ほ場の耕うん、栽培管理等、農作業において、農業用機械に使用する軽油です。

●手続き

- 1 あらかじめ県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行います。
※申請には「耕作証明書」や使用する農業用機械の確認書類が必要です。
- 2 交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用します。
- 3 使用後、納品書や領収書などとともに、数量などを報告します。

※対象となる機械の稼働時間や給油数量など、日々の管理が必要です。

●集中受付期間

令和8年2月2日(月)～20日(金)

●申請場所

吾妻行政県税事務所(中之条合同庁舎1階)

●臨時窓口

令和8年2月10日(火) 午前10時～正午
嬬恋村役場

令和8年2月13日(金) 午前10時～正午
長野原町役場

《お問い合わせ先》

申請・手続方法 吾妻行政県税事務所(☎0279-75-3300)

県庁税務課 (☎027-226-2192)

制度・臨時窓口 吾妻農業事務所 (☎0279-75-2364)

県庁農政課 (☎027-226-3152)

高山村社会福祉協議会職員の募集について

高山村社会福祉協議会では、高山村デイサービスセンター職員を次のとおり募集を行います。

●任用期日

相談に応じ検討

●募集期間

令和8年2月2日(月)から2月20日(金)
まで

●受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

●応募要件

普通自動車運転免許および応募職種に応じた資格を有すること

●提出書類

申込書および、履歴書(申込書は高山村社会福祉協議会にあります。)

●勤務日および勤務時間

月曜日から土曜日まで(年末年始を除く)の週5日午前8時15分から午後5時15分までの範囲内を基本とする。

●選考方法

書類審査および個人面接

●募集内容

介護職員 1名	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態 臨時職員(パートタイム) 勤務内容 介護・相談 基本給等 時給 1,200円 必要資格 介護職員初任者研修修了
看護師 1名	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態 臨時職員(パートタイム) 勤務内容 介護・機能訓練 基本給等 時給 1,300円～ 必要資格 看護師または准看護師
送迎車運転手 1名	<ul style="list-style-type: none"> 勤務形態 臨時職員(パートタイム) 勤務内容 送迎車運転・介助 基本給等 時給 1,200円～

《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075(担当:町田)